

○釧路市富士見球場条例

平成17年10月11日

釧路市条例第270号

改正 平成23年3月18日条例第1号

平成26年3月20日条例第4号

平成31年3月22日条例第8号

令和元年6月28日条例第2号

(設置)

第1条 市民体育の向上を図るため、釧路市富士見球場（以下「球場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 球場は、釧路市住吉1丁目11番に置く。

(使用の承認)

第3条 球場を使用しようとする者は、釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の承認について条件を付することができる。

(使用料)

第4条 使用者は、球場使用后7日以内に別表に掲げる額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の使用料を納入しなければならない。

2 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の取消し)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用承認の条件に違反したとき。
- (2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 公益上その他やむを得ない理由が生じたとき。

(賠償責任)

第7条 使用者は、建物、附属物、備付物品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(施設の利用)

第8条 教育委員会は、外堀、障壁その他施設を広告等に利用させることができる。

2 前項の規定による施設利用についての料金は、教育委員会が定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の釧路市富士見球場条例（昭和24年釧路市条例第30号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年3月18日条例第1号）抄

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第4号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料等の改定に係る経過措置)

4 この条例（第1条、第9条、第12条から第15条まで、第18条、第19条、第21条から第25条まで、第28条、第29条、第31条、第32条、第36条、第44条、第54条、第57条、第60条、第64条及び第68条を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定（第2項第4号から第6号までに規定する規定を除く。）は、施行日以後の使用、占用、入場、観覧、採取等（以下「使用等」という。）に係る使用料等であって、施行日以後に支払を受けるべきもの（施行日前に発行した納入通知書に係るものを除く。）について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等又は施行日前に支払を受けるべき使用料等若しくは施行日前に発行した納入通知書に係る使用料等については、なお従前の例による。

(規則への委任)

8 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定め

る。

附 則（平成31年3月22日条例第8号）抄

改正 令和元年6月28日条例第2号

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（使用料等の改定に係る経過措置）

5 この条例（第1条、第9条、第12条から第16条まで、第21条、第23条から第26条まで、第29条、第30条、第32条から第34条まで、第37条、第40条、第45条、第57条、第60条、第63条、第67条及び第71条を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定（第2項第3号から第5号までに規定する規定を除く。）は、施行日以後の使用、占用、入場、観覧、採取、入港等（以下「使用等」という。）に係る使用料等（第9項に規定する使用料等を除く。）であって、施行日以後に支払を受けるべきものについて適用し、施行日前の使用等に係る使用料等又は施行日前に支払を受けるべき使用料等については、なお従前の例による。

（規則への委任）

10 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和元年6月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	入場料の類を徴収するもの		入場料の類を徴収しないもの		練習		
	1日	半日	1日	半日	1日	半日	2時間
職業	入場料総額の1割2分	入場料総額の0.7割	円 7,600	円 4,550	円 2,540	円 1,520	円 750
一般	最高入場料の92人分	最高入場料の58人分	2,540	1,520	1,260	750	380
学生	最高入場料の46人分	最高入場料の29人分	1,520	750	750	250	250